



鳥取県公報

平成 24 年 5 月 11 日 (金)
第 8 3 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (340) (東部総合事務所福祉保健局) 2 土地改良区の役員の就退任 (341) (東部総合事務所農林局) 2 特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (342) (中部総合事務所県民局) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定 (343) (西部総合事務所福祉保健局) 3 障害者自立支援法による指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 (344) (〃) 4
◇ 公 告	鳥取県砂利採取条例による認可状況の公表 (2 件) (東部総合事務所県土整備局) 4 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 5 猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 6

告 示

鳥取県告示第340号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 5 月11日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	すずかけ	鳥取市鹿野町今市 1550	就労移行支援	平成24年 5月1日
一般社団法人緑工房	鳥取市河原町 長瀬61-11	緑工房	鳥取市河原町長瀬61 -11	就労移行支援、就労継続支援A型	〃

鳥取県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり社土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 5 月11日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

退任した役員の氏名及び住所

理事 安 永 忠 司 鳥取市用瀬町安蔵558
 〃 藤 原 均 鳥取市用瀬町屋住507
 〃 小 谷 長 憲 鳥取市用瀬町古用瀬819
 〃 長谷川 陽 治 鳥取市用瀬町屋住276
 〃 大 家 福 美 鳥取市用瀬町江波719
 〃 谷 上 貴 久 鳥取市用瀬町家奥132
 〃 岸 本 勝 美 鳥取市用瀬町安蔵1733-2
 〃 前 田 正 善 鳥取市用瀬町用瀬13-2
 〃 前 田 信 直 鳥取市用瀬町川中203
 〃 加賀田 弘 鳥取市用瀬町安蔵930
 〃 田 中 克 彦 鳥取市用瀬町安蔵310
 監事 山 元 俊 昭 鳥取市用瀬町安蔵152
 〃 入 江 元 行 鳥取市用瀬町金屋171
 平成23年 3 月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 安 永 忠 司 鳥取市用瀬町安蔵558
 〃 入 江 元 行 鳥取市用瀬町金屋171

〃	山元俊昭	鳥取市用瀬町安蔵152
〃	前田信直	鳥取市用瀬町川中203
〃	池本龍雄	鳥取市用瀬町安蔵1034
〃	山元次男	鳥取市用瀬町安蔵820
〃	田中克彦	鳥取市用瀬町安蔵310
〃	前田正善	鳥取市用瀬町用瀬13-2
〃	松尾榮茂	鳥取市用瀬町家奥239-2
〃	藤原均	鳥取市用瀬町屋住507
〃	大家福美	鳥取市用瀬町江波719
監事	加賀田三郎	鳥取市用瀬町安蔵945-6
〃	原智昭	鳥取市用瀬町古用瀬202

平成23年3月17日就任 任期4年

鳥取県告示第342号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成24年6月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年5月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮本京子

- 1 申請のあった年月日
平成24年4月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人四つ葉
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
安田 都子
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
倉吉市中江298-18
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、地域で暮らす大人や子どもが生き生きと生活をするために、各種体験活動やスポーツなどの活動を行うことを支援し次世代育成や社会教育の推進を行う。また、地域の協働により地域全体が住みよいまちづくりを目指し、支えあい活動や安心して子どもを養育できる健全で豊かな社会を育成していくことを目的とする。

鳥取県告示第343号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人びのきお	米子市東福原八丁目24-1	ケアホームすまいるはーと	米子市東福原八丁目24-1	共同生活介護	平成24年5月1日
社会福祉法人養和会	米子市上後藤八丁目9-23	F & Y境港	境港市中野町1929-1	自立訓練（生活訓練）	〃
株式会社さくら	米子市旗ヶ崎一丁目1-23	さくら事業所	米子市旗ヶ崎一丁目1-23	就労継続支援A型	〃

鳥取県告示第344号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月11日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社タニシ	米子市大篠津町688-10	障害児デイサービスのお家ででんでんむし	米子市新開一丁目6-20	児童デイサービス	平成24年3月31日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年5月11日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社相互商事 代表取締役 千馬 幹男	鳥取市湖山町北三丁目468	鳥取市伏野字砂浜2322外2筆（4,740平方メートル）	砂（9,550立方メートル）	平成24年3月12日から平成25年3月11日まで	平成24年3月12日
有限会社サンパイ 代表取締役 岡村 行雄	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町西二丁目2817外4筆の一部（3,206平方メートル）	砂（6,636立方メートル）	平成24年3月28日から平成25年3月27日まで	平成24年3月28日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

平成24年 5 月 11 日

鳥取県東部総合事務所長 齋 藤 明 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	認可の内容			認可年月日
				変更事項	変更前の内容	変更後の内容	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八束水字短尾2707 - 162 外1筆 (7,265平方メートル)	砂 (21,326立方メートル)	採取の期間	平成23年3月10日から平成24年3月9日まで	平成23年3月10日から平成25年3月9日まで	平成24年3月8日
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目692	鳥取市賀露町西二丁目2670 - 1 外 2 筆の一部 (2,629平方メートル)	砂 (7,443立方メートル)	〃	平成23年3月30日から平成24年3月29日まで	平成23年3月30日から平成24年6月30日まで	平成24年3月14日

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成24年 5 月 11 日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成24年6月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
		平成24年6月22日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成24年5月11日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成24年6月12日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成24年6月24日 午前9時から 午前11時30分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	〃	〃	〃
平成24年6月24日 午後1時から 午後3時30分まで	〃	〃	〃	〃
平成24年6月25日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成24年6月25日 午後1時から 午後4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口徑ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
-----	-----	---------	------	------

平成24年6月8日 午前9時から 午後1時30分まで	岡山県岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル 銃等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	5人
----------------------------------	-------------------------------	-----------------	--------------------------	----

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

飛しょうする標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。